

砥部町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付要綱

令和 2 年 5 月 18 日
砥部町告示第 112 号

(目的)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高減少等、事業活動に支障が生じ、活動継続のため融資を受けた中小企業者に対し、その融資資金に係る利子を補給することにより、その経営の安定を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(利子補給の対象となる資金及び期間)

第 2 条 利子補給の対象となる資金は、令和 2 年 4 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、次条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者が愛媛県の実施する新型コロナウイルス感染症対策資金を利用し、融資実行された資金をいう。

2 利子補給の対象となる期間は、融資を受けた日から 3 年以内とする。

(補給対象者)

第 3 条 利子の補給対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 町内に住所（法人の場合は、本店等の所在地）又は主たる店舗若しくは主たる事務所を有する者
- (2) 町内で事業活動を行う者
- (3) 町税を完納した者

2 前項の規定にかかわらず、この告示の日以後に前項第 1 号又は第 2 号に該当した場合は、補給対象者としなない。

(補給金の額)

第 4 条 利子補給の額（以下「補給金」という。）は、第 2 条に規定する資金の利子として、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間に取扱金融機関に支払った額（延滞利子を除く。）とする。

(交付の制限等)

第 5 条 この告示による補給金は、国、県その他の支援制度を優先するものとし、その対象となる利子の額については補給の対象としなない。

(補給金の交付申請及び請求)

第 6 条 補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第 4 条に規定する期間の属する年度末までに砥部町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補給金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補給金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補給金の交付の適否を決定したときは、砥部町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補給金の交付)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、砥部町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金請求書（様式第3号）により、町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(補給金の返還)

第9条 町長は、補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の交付決定を取り消し、交付した補給金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補給金の交付後において返戻金、他の支援制度等による補給金等の交付があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補給金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他この告示の規定に違反したと認められるとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補給金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。